

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県専修学校高等課程修業奨学金返還免除に関する条例	公 布 日	平成14年3月26日
条例番号	平成14年三重県条例第8号	直近改正日	平成19年12月26日
所管部局課	環境生活部私学課	電 話 番 号	059-224-2161
条例の概要	経済的な理由により学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程における修業が困難な者に対し、県が貸与した三重県専修学校高等課程修業奨学金に係る返還の免除について、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	本奨学金は、学習意欲は十分あるが、経済的に困窮している者に対して学習機会を提供するためのものであること、その債務の一身専属性等を鑑みると、死亡した場合等に返還免除を行うことは、現在においても変わらず妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	新規貸付は平成17年度に実施して以降ないが、既応分の返還を毎月受けている(29年度末まで予定)
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい	権利放棄に関する事項は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決又は条例の定めが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	権利放棄に関する事項は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決又は条例の定めが必要であり、当条例の規定は目的の達成のために必要にして十分なものである。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	権利放棄に関する事項は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決又は条例の定めが必要であり、当条例の規定は目的の達成のために必要にして十分なものである。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	いいえ	<b>当条例の免除規定は、一部の県民のみを対象にするものであるが、本奨学金の目的、性質等を鑑みると不合理なものとはいえない</b>		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	<b>改正・廃止の必要はない</b>	現在の条例は、一部の者に対する奨学金の免除を規定しているが、本奨学金の目的、性質等を鑑みると不合理なものとはいえず、改正の必要がないと考える。		<b>無</b>	<b>無</b>